

長寿医療制度 について

世界一の長寿国、日本の医療費は今後ますます増大します。これまでの制度が限界となる中で、将来にわたり国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするため、長い議論を経て、若い世代も含めてみんなが納得して支え合う長寿医療制度が導入されました。



**<制度を利用しやすくするため、
様々な改善策を実施しています。>**

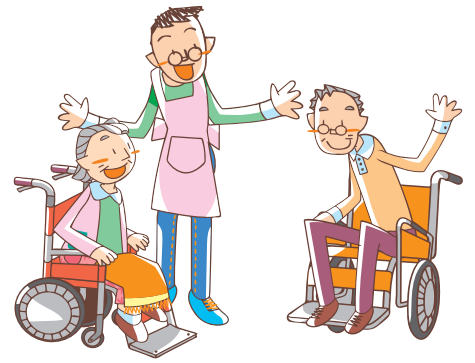
皆さまからのご意見を踏まえ、

- ・低所得の方の保険料がさらに軽減されました。
- ・サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方の保険料の9割軽減を平成21年度も継続します。
- ・保険料のお支払いは、年金からの引き落としだけでなく、口座振替もできるようになりました。

被 保 険 者

75 歳以上の方

65 歳から 74 歳で一定の障害がある方
(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)



保険料の納め方

◎月額 1 万 5 千円以上の年金をもらっている方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただきます。

① 2 か月ごとに払われる年金からのお支払い。

※ ただし、長寿医療の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合、納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

② 被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの「口座振替」によるお支払い。

※ 市町村の窓口でのお手続きが必要です。

※ 平成 21 年度から、原則としてすべての方が「口座振替」によるお支払いが可能となります。ただし、確実な納付が見込めない方については、「口座振替」が認められない場合があります。

※ 世帯主、配偶者等の「口座」からのお支払いに変更した場合、これらの方の社会保険料控除が増えることによって、世帯として所得税・住民税が減額となる場合があります。

◎月額 1 万 5 千円未満の年金をもらっている方は、納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

保 険 料 額

お一人おひとりに、所得に応じ、公平に保険料をご負担いただきます。

保険料 = 一人当たりの定額の保険料 + 所得に応じた保険料
＜均等割＞ **＜所得割＞**

◎所得が少ない方は、次のとおり保険料が軽減されます。

＜均等割＞世帯の所得に応じ、9割、7割、5割、2割を軽減

※9割軽減は平成21年度から設けられます。

※平成20年度は、7割軽減の方は、一律8.5割軽減となります。
(8月まで年金から保険料を納めていた方は、10月から平成20年度末まで、保険料を年金からお支払いいただく必要はありません。納付書や口座振替により納めている方も同様に軽減されます。)

＜所得割＞住民税非課税のような所得の少ない方（年金収入で153万円から211万円まで）は、5割を軽減

◎サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方は、初めて保険料をご負担いただくこととなりますので、平成22年3月末まで、均等割の保険料は9割軽減され、所得割のご負担はありません。(全国平均で月額約350円)

※平成22年度以後の扱いは、今後、検討されます。

医療費の負担

原則として、若い世代よりも軽い1割の負担で、病院などで医療が受けられます。



	病院等での利用者負担
長寿医療制度の被保険者	1割 (注)
若い世代	3割

(注) 若い世代並みに所得のある方は3割

医療保険の利用者負担が高い場合、限度額（月額）を超える額が払い戻されます。

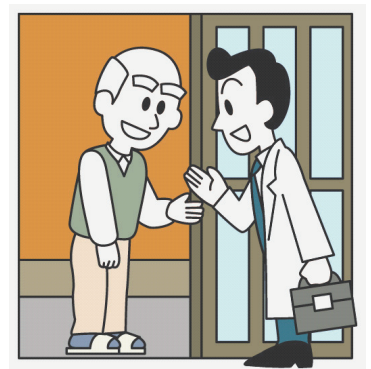
	病院等での利用者負担の限度額
長寿医療の被保険者	44,400円 (外来12,000円) (注)
若い世代	80,100円+1%

(注) 低所得の方は、限度額が更に下がり、高所得の方は、若い世代と同じになります。
金額は1月当たりの世帯単位の限度額。外来は1月当たりの個人単位の限度額。

また、医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が高い場合も、限度額（年額）を超える額が払い戻されます。

医療サービス

ご自身の担当医を持つかどうか選ぶことができます。



お医者さんや看護師さん、歯医者さんや薬剤師さんによる家庭への訪問が充実するなど、より丁寧な医療が受けられるようになります。

我が国は、国民皆保険により、 世界最高の長寿、医療水準を実現

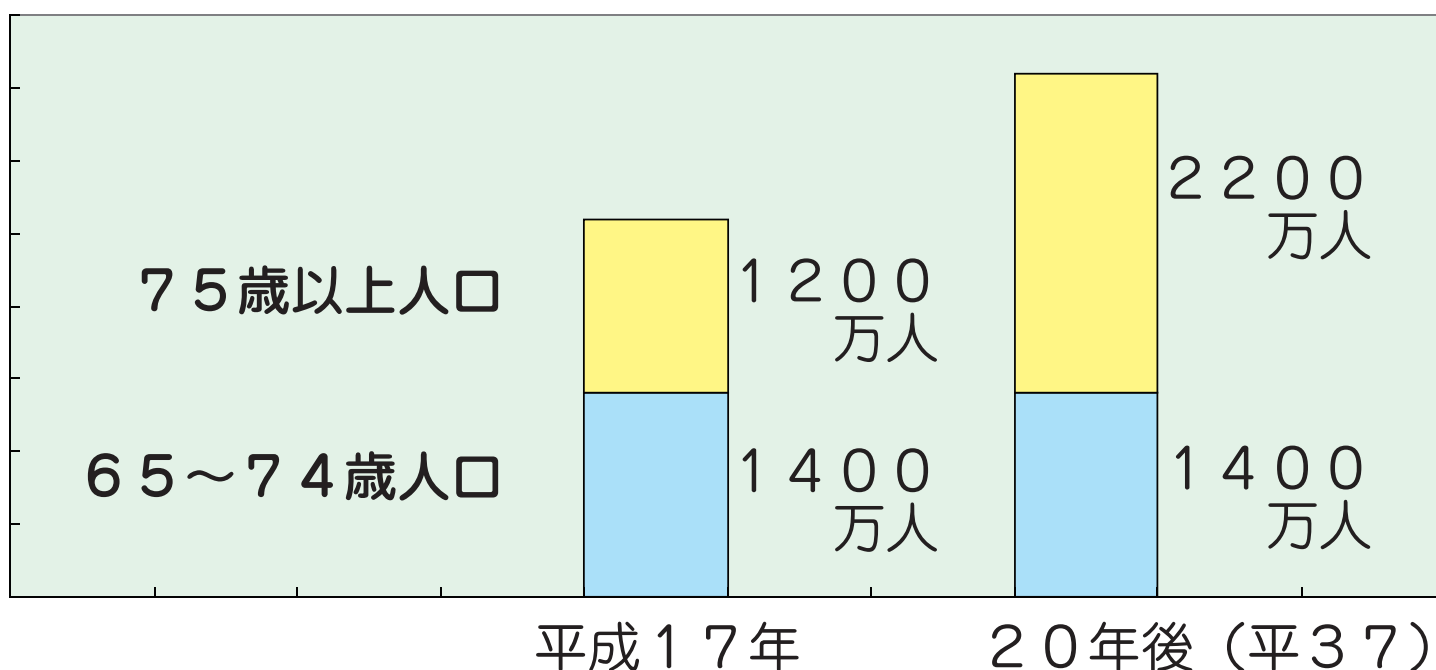
		日本	米国	英国
健康寿命 ※ 寝たきりにならず、日常生活を自立して元気に過ごせる期間	男性	72歳	67歳	69歳
	女性	78歳	71歳	72歳

出典：WHO世界保健機関

医療機関を自由に選ぶことができます。
誰もが保険証1枚で医療を受けられるこの仕組みを
子・孫の世代まで引き継いでいきましょう。

なぜ長寿医療制度が必要なのか

(1) 今後、少子高齢化が進んで、医療費が増大していきます。



出典：平成18年人口（中位）推計

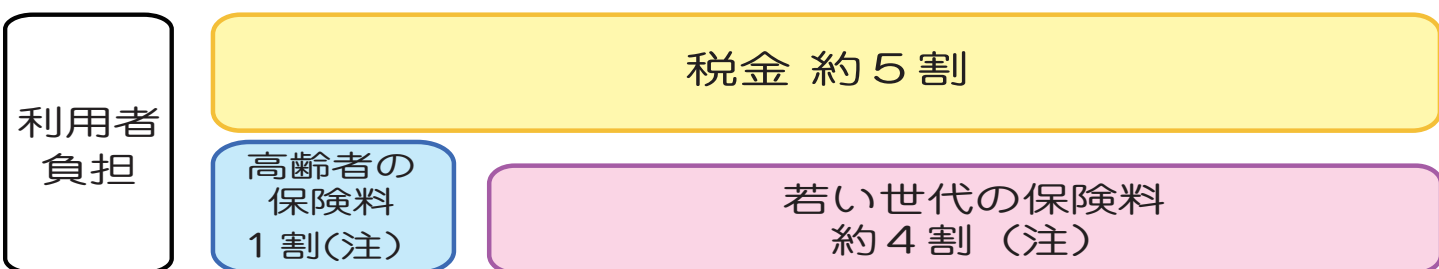
(2) 長寿医療制度は、長い議論を経て誕生しました。

昭和48年に老人医療費を無料化しましたが、国保の財政が厳しくなり、昭和58年、老人保健制度ができました。

その後、長寿化が進み、若い世代の老人保健制度への支払いが増えていく中で、この仕組みでは、「高齢者と若い世代がどれくらいの割合で費用を負担するのかが明確でなく、納得が得られない」との声が高まりました。

そこで、高齢者の医療を国民みんなで支えるため、「税金で5割、若い世代の保険料4割、高齢者の保険料1割」という、分かりやすい仕組みとしました。

昭48	昭58	平9	平12	平14	平18	平20
老人医療費の無料化(70歳)	老人保健制度が施行	政府や与党にて新しい制度の検討を開始	新しい制度の検討を国会で決議	老人保健制度の対象を段階的に 引上げ (70歳→75歳に)(平19)	医療制度改革法案成立	長寿医療制度がスタート
	・高齢者の多い国保の運営厳しく	・若い世代(健保組合)の老人保健制度への支払いが増大				



(注) 若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者世代の均衡を図り、2年に1度、見直し

長寿医療制度について、分からないこと、困ったことがあれば、まず、お住まいの市区町村の窓口にご相談ください

○ 市区町村の窓口では、保険料の額、支払い方などのお尋ねや、生活にお困りの方の保険料の納付相談などにきめ細かに対応いたします。